

(資料)

身体障害認定基準の改正のポイント

1. 「そしゃく機能障害」に関する認定基準の改正
 - ・ 「そしゃく機能の障害」のうち、「嚥下機能」の障害については、当該機能の「喪失」のみが3級として認められていたが、新たに4級に相当する「著しい障害」を設けた。
 - ・ 「そしゃく機能の障害」のうち、「咬合異常によるそしゃく機能」の障害については、「唇顎口蓋裂の後遺症」に限定されていたが、「唇顎口蓋裂以外の先天異常の後遺症」についても認定対象とした。
2. 「ぼうこう又は直腸機能障害」に関する認定基準の改正
 - ・ 「人工肛門のストマ」については、腸管の解剖学的部位に関わりなく「腸管のストマ」として一括し、ストマとしての機能障害(排便処理の著しい困難)を障害程度等級の判断対象とした。
 - ・ 「尿路変向(更)のストマ」についても、ストマとしての機能障害(排尿処理の著しい困難)に着目して障害程度等級を判断することとした。
 - ・ 「腸瘻」に伴う障害については、「腸管のストマ」と同様の重み付けとした。
 - ・ 先天性疾患については、「二分脊椎」に限定せず、「高度の排尿機能障害」又は「高度の排便機能障害」がある場合は認定対象とした。
 - ・ 人工肛門造設あるいは尿路変向(更)のストマ造設等の手術に起因する「高度の排尿機能障害」及び「高度の排便機能障害」については、ストマの有無に関係なく認定対象とした。
3. 「身体障害者診断書」等の様式の一部改正

「身体障害認定基準」の一部改正に伴い、これらに係る「身体障害者診断書」及び「歯科医師による診断書・意見書」の様式を改正した。
4. 「身体障害認定基準」及び「身体障害認定要領」の位置付けの明確化

「身体障害者障害程度等級表について」(昭和59年9月28日社更第127号厚生省社会局長通知)を廃止し、以下の通知により、「身体障害認定基準」及び「身体障害認定要領」の位置付けを明確化した。

 - ① 「身体障害認定基準」とは、「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号障害保健福祉部長通知)の「別紙」を指すこととした。
 - ② 「身体障害認定要領」とは、「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」(平成15年1月10日障企発第0110001号障害保健福祉部企画課長通知)の「別紙」を指すこととした。

7 高次脳機能障害支援モデル事業について

(1) 高次脳機能障害について

「高次脳機能障害」とは、一般に、脳外傷、脳血管障害などによる脳の損傷の後遺症等として生じる、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害といった、いわゆる「高次脳機能」に問題を有する状態であり、日常生活において大きな支障となる場合がある。現在、関係者においても理解と共通認識が十分ではないこと等から、この障害の特性に着目した対応が十分に講じられているとは言い難い状況にある。

(2) 高次脳機能障害支援モデル事業について

① 概要

平成13年度から実施している「高次脳機能障害支援モデル事業」は、これらの障害を持つ者に対し、地方拠点病院、国立身体障害者リハビリテーションセンター等が連携し、試行的にリハビリテーションなどを提供するとともに、症例を集積・分析することにより、

ア 標準的な「評価基準」の策定

イ 社会復帰や生活・介護のための「支援プログラム」の開発

を行うものであり、平成15年度末を目途として、一定の取りまとめを行う予定である。

② 現在までの実施状況

<地方拠点病院等>

以下の道府県市において、地方拠点病院等を指定し、高次脳機能障害を有する者のリハビリテーション、社会復帰などのための支援を試行的に実践している。

(平成13年度から)

北海道・札幌市、宮城県、千葉県、埼玉県、神奈川県、名古屋市、三重県、
大阪府、岐阜県、福岡県・福岡市・北九州市

(平成14年度から)

岡山県、広島県

<国立身体障害者リハビリテーションセンター>

国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいては、以下を実施している。

ア 高次脳機能障害を有する者に対し、

- ・ 診断、治療を提供。
- ・ 作業療法士、理学療法士などによる機能回復訓練や社会適応訓練を実施。

イ 拠点病院等における症例に関する情報を集約するため、「地方拠点病院等連絡協議会」を設置し、標準的な評価基準、支援プログラム等を検討。

③ 今後の予定等

平成14年度末に中間報告を、平成15年度末に最終報告を、それぞれ取りまとめることとしている。

また、平成15年度には、これまでの成果をもとに、国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、行政担当者及び関係機関の担当者（病院の医師及び関係職種、福祉施設の担当者等）に対する研修事業を実施することとしている。

モデル事業を実施している道府県等には、更なるご協力をお願いするとともに、モデル事業の趣旨や実施状況について、今後とも情報提供を行っていくこととしているので、実施していない都道府県等においては、ご了知いただくとともに、管下の関係者に対しても適切な情報提供等をお願いしたい。

高次脳機能障害支援モデル事業 中間報告案（骨子）

（平成14年11月1日 地方拠点病院等連絡協議会資料）

I 現 状

1. 高次脳機能障害とは（基本的な知見）

- 一般に、脳外傷、脳血管障害などによる脳の損傷の後遺症等により生じる記憶障害、注意障害、遂行障害、社会的行動障害などの認知障害を主とする、いわゆる「高次脳機能」の障害をいう。

＜ 資料：高次脳機能障害の一般的な経過 ＞

- 高次脳機能障害は、日常生活において大きな支障をもたらす場合がある。

＜ 参考：具体的な日常生活における支障の例 ＞

2. 今、何が問題となっているか（現状認識）

【総論的事項】

- 障害の特性に着目した観点からの対応が不十分。
- 国民及び関係者の間で、十分な理解と共通認識が得られていない。

【各論的事項】

（ア）高次脳機能障害の原因となる脳損傷等への対応

- 障害の発生予防及び治療に関する知見の集積や普及が必要。
- 障害発生の可能性を踏まえた家族等への対応が不十分。

（イ）高次脳機能障害を有する者への対応

- 障害診断の標準的な方法が未確立。
- 早期診断及び早期対応（リハビリテーション等）の標準的な方法が未確立。
- 社会復帰及び地域での生活支援を視野に入れた対応について、標準的な方法が未確立。
- 当事者、家族及び関係者への情報提供、相談窓口等が不十分。

II 高次脳機能障害支援モデル事業について

高次脳機能障害を有する者に対する支援の試行的な実施等を通じて、適切な支援等の方策等の在り方について検討する。

1. 実施体制 < 資料：高次脳機能障害支援モデル事業【概念図】 >

(ア) 都道府県、指定都市

- 拠点病院等を指定し、高次脳機能障害を有する者の治療、リハビリテーション、社会復帰支援等を実施。

< 資料：実施都道府県等、拠点病院一覧 >

(イ) 国立身体障害者リハビリテーションセンター

- 高次脳機能障害を有する者の治療、リハビリテーション、社会復帰支援等を実施。
- 「地方拠点病院等連絡協議会」を開催。
- 「評価基準作業班」「訓練プログラム作業班」及び「支援プログラム作業班」のとりまとめ、収集した症例データを検討・分析及び事業の総括。

< 資料：作業班の構成メンバー >

- 専門職等に対する研修、国民及び関係者に対する情報提供。

2. 収集データの検討・分析結果

検 討 中

Ⅲ 今後の検討課題

最終報告に向けて、さらに検討を進めるべき課題。

1. 施策の体系化

- 高次脳機能障害の要因となる脳外傷、脳血管障害等の初期治療から地域での生活支援まで、一連の流れとしてとらえる。
- 必要とされる施策の対象者、内容及び提供体制について検討する。

2. 適切な情報の提供

- 国民及び関係者の十分な理解や共通認識を得て適切な対応を図るため、高次脳機能障害の特性、対応等に関する情報の提供に関し、その内容及び方法を検討する。

3. 医療的なサービスの提供

- 高次脳機能障害の要因となる脳外傷、脳血管障害等の治療、高次脳機能障害の発生予防等のための知見を蓄積し、これに関する研究を推進する。
- 急性期の治療に引き続き、高次脳機能障害が認められる患者を早期に診断するため、障害に関する標準的な評価基準を策定する。

＜ 資料：評価基準作業班の検討状況 ＞

- 高次脳機能障害を有する者に対して早期より適切な対応を図るため、標準的な訓練プログラムを策定する。

＜ 資料：訓練プログラム作業班の検討状況 ＞

4. 福祉的なサービスの提供

- 高次脳機能障害を有する者に対して、社会復帰及び地域での生活支援を図るため、適切な支援の内容、医療的サービスと福祉的サービスの連携の在り方及びその提供方法等を検討し、標準的な支援プログラムを策定する。

＜ 資料：支援プログラム作業班の検討状況 ＞

IV 今後の予定

- 引き続き、モデル事業を実施する都道府県・指定都市において、高次脳機能障害を有する者に対する支援を試行的に実施し、さらに知見の集積と分析を行う。
- 本中間報告に基づき、関係者の意見聴取等を行う。
- 平成15年度末を目途として最終報告を作成し、その内容の周知を図るとともに、高次脳機能障害を有する者への対応を充実する。

8 国際生活機能分類（ICF）－国際障害分類改訂版－の日本語版の作成と活用について

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障害の分類法として、平成13年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択されたところである。ICFの特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）が障害のマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことである。厚生労働省では、ICFの日本語訳（「国際生活機能分類－国際障害分類改定版－」）を作成し、厚生労働省ホームページ上でも公表しているため、ICFの考え方の普及に配慮されたい。

また、ICFの活用により、

- － 障害や疾病を持った人やその家族、保健・医療・福祉等幅広い分野の従事者が、障害や疾病の状態について共通理解を持つことができる。
- － 障害者を対象とするリハビリテーション等のサービスについて、計画書、評価票、記録などを作成する際に、具体的な手段を提供することができる
- － 障害者に関する調査や統計について比較検討するため、標準的な枠組みを提供することができる

などが期待される所であり、行政活用を含む具体的な活用のあり方については、現在、WHOにおいても検討が進められている。厚生労働省においては、厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）「WHO国際障害分類改定版（ICF）の活用のあり方に関する研究（H14年度新規～16年度）（主任研究者：仲村英一）」等により、効果的な活用方策について検討を行うこととしており、また関係省庁に対し、それぞれの立場での活用を依頼しているところである。

<ホームページのアドレス <http://www.mhlw.go.jp/topics/index.html#syakai> >

9 厚生労働科学研究費について

厚生労働科学研究費補助金に基づく研究事業のうち、障害保健福祉部において以下の3研究事業を所管している（問合せ：障害保健福祉部企画課 内線3020）。

平成15年3月14日までの間、平成15年度新規課題を公募中であるので、現在実施中の研究課題の内容等とともに、管内研究機関等に情報提供を願いたい。

なお、厚生労働科学研究費補助金の概要等については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/index.html>）を参照願いたい。

<障害保健福祉部の所管する研究事業>

研究事業名	平成14年度実施課題
(1)障害保健福祉総合研究	46 課題 http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/gaiyo02/kenkyu/7.html 参照
(2)感覚器障害研究	37 課題 http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/gaiyo02/kenkyu/17.html 参照
(3)こころの健康科学研究	76 課題 http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/gaiyo02/kenkyu/22.html 参照

(1) 障害保健福祉総合研究事業について

○ 事業概要

平成15年度からスタートする新「障害者基本計画」及びその「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）に基づき、各種障害者施策を適切に推進し

ていくため、身体障害、知的障害、精神障害及び障害全般に関する予防、治療、リハビリテーション等の適切なサービスや地域生活を支援するための在宅サービスのきめ細かな提供体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策に関する研究開発を推進する。

○ 平成15年度新規課題採択方針

- ・ 研究費の規模：1 課題当たり5,000～15,000千円程度(1 年当たり)
- ・ 公募研究課題
 - ① 障害者の地域生活への移行を促進するための身体障害者・知的障害者福祉施設機能の体系的な在り方に関する研究
 - ② 言語的意思伝達に制限のある重度障害者に対してIT技術等を活用した意思伝達手段の確保を支援するための技術開発に関する研究
 - ③ 精神病院・社会復帰施設の実態把握及び情報提供に関する研究
 - ④ 精神科急性期病棟、リハビリテーション病棟等の在り方に関する研究
 - ⑤ アルコール依存症のリハビリテーション施設の在り方に関する研究
 - ⑥ 具体的対応を視野にいたした高次脳機能障害の評価方法の開発と普及に関する研究
 - ⑦ 優良な身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の育成・普及のための基盤整備に関する研究
 - ⑧ 障害者の社会参加に資する具体的支援技術(支援機器及び福祉用具)の開発に関する研究
 - ⑨ 障害者施策の企画・立案に資する研究評価と情報収集に関する調査研究
 - ⑩ その他、障害者の保健福祉施策の企画・立案及び実施に資する研究であつて、重要性及び緊急性が特に高いもの

(2) 感覚器障害研究事業について

○ 事業概要

視覚、聴覚・平衡覚等の感覚器機能の障害は、その障害を有する者の生活の質（QOL）を著しく損なうが、障害の原因や種類によっては、その軽減、重症化の防止、当該機能の補助・代替等が可能であり、その方策の開発・普及を進める必要がある。

そのため、これらの障害の原因となる疾患の病態・発症のメカニズムの解明、発症予防、早期診断及び治療、障害を有する者に対する重症化防止、リハビリテーション及び機器等による支援等、感覚器障害対策に資する研究開発を推進する。

○ 平成15年度新規課題採択方針

- ・研究費の規模：1 課題当たり10,000～20,000千円程度（1 年当たり）
- ・公募研究課題
 - ① 視覚障害に関する疫学的研究、予防、医療及びリハビリテーションに関する研究並びに視覚障害の要因となる疾病に関する研究
 - ② 聴覚及び平衡覚障害に関する疫学的研究、予防、医療及びリハビリテーションに関する研究並びに聴覚・平衡覚障害の要因となる疾病に関する研究
 - ③ 視覚、聴覚及び平衡覚障害並びにそれらの重複障害により廃した機能を補助・代替する機器の開発及び改良に関する研究

（3）こころの健康科学研究事業について

○ 事業概要

自殺、睡眠障害、自閉症等のこころの健康問題、精神分裂病（統合失調症）、感情障害（そううつ病）等の精神疾患及び筋委縮性側索硬化症、パーキンソン病等の神経・筋疾患に対し、神経科学及び分子生物学的手法、画像診断技術等の最先端バイオ・メディカル技術等を活用し、その病因・病態の解明、遺伝子情報に基づく機能予測、疫学調査等を行うことにより、予防、診断及び治療に係る画期的な方策の研究開発を推進する。

○ 平成15年度新規課題採択方針

- ・ 研究費の規模: 1 課題当たり 10,000 ～ 50,000 千円程度 (1 年当たり)
- ・ 公募研究課題

(こころの健康科学分野)

- ① アルツハイマー病の遺伝子機能の解析に関する研究
- ② 精神・知的発達障害の成因とその教育・療育的対応に関する研究
- ③ 睡眠・覚醒リズム障害の成因解明と治療法の開発に関する研究
- ④ 機能性精神疾患の系統的遺伝子解析又は画像解析に関する研究
- ⑤ ストレス性精神障害の成因に関する研究
- ⑥ 一般住民及び保健医療関係者における精神保健リテラシーの国際比較に関する研究
- ⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者の精神医学的評価、治療及び社会復帰に関する研究
- ⑧ 吃音の病態解明と医学的評価及び検査法の確立のための研究
- ⑨ その他、こころの健康に関する保健福祉施策の企画・立案及び実施に資する研究であって、重要性及び緊急性が特に高いもの

(神経・筋疾患分野)

- ① 脳血管障害及び外傷性中枢神経障害のリハビリテーションにおける科学的解析法と治療法の確立に関する研究
- ② 不随意運動症の中枢メカニズムの解明と治療法に関する研究
- ③ 免疫性末梢神経障害の病態解明と治療法に関する研究
- ④ 糖鎖修飾異常による筋疾患の病態解明と治療法に関する研究
- ⑤ 神経疾患及び筋疾患に対する挑戦的治療法の開発に関する研究